

○羽生市産業文化ホール条例施行規則

平成6年3月29日教育委員会規則第2号

改正

平成12年3月21日教育委員会規則第3号

平成17年10月12日教育委員会規則第4号

平成20年7月16日教育委員会規則第10号

平成24年3月15日教育委員会規則第11号

平成25年3月26日教育委員会規則第1号

令和3年11月10日教育委員会規則第6号

令和8年3月26日教育委員会規則第3号

羽生市産業文化ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市産業文化ホール条例(昭和58年条例第25号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 羽生市産業文化ホール(以下「文化ホール」という。)に、館長その他必要な職員を置く。

(利用許可の手続等)

第3条 条例第7条第1項の規定による利用許可を受けようとする者は、羽生市産業文化ホール利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を羽生市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項に規定する申請は、利用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から利用しようとする日の10日前までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 教育長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、羽生市産業文化ホール利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を申請者に交付しなければならない。

4 前項の規定により許可された事項を変更しようとするときは、羽生市産業文化ホール利用許可変更申請書(様式第3号)を教育長に提出し、教育長は、変更の理由が適当と認められるときは、羽生市産業文化ホール利用変更許可書(様式第4号)を申請者に交付しなければならない。

5 施設等の利用許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、施設等の利用開始前に許可書を受付に提示し、係員の指示に従わなければならない。

(特別の設備等の承認)

第4条 利用権利者が、文化ホール内の施設等に、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を持ち込むときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(使用料の納期)

第5条 条例第14条第1項に規定する使用料は、第3条第3項に規定する許可書の交付のときに、これを納付しなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(附属設備及び物品の使用料)

第6条 条例第14条第2項の規則で定める附属設備及び物品の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、第10条に規定する点検を受けた後、速やかに、これを納付しなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第7条 文化ホールを利用する者は、許可を受けずに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 目的以外の施設等の利用
- (2) 申請以外の施設等の利用
- (3) 施設等の移動

火気(爆発物を含む。)及び液体類の使用

- (4) 寄附の募集、物品の販売及びこれに類する行為、又は飲食物の提供

(使用料の減免)

第8条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市及び市の行政委員会等が、公的に利用するとき 免除
- (2) 市及び市の行政委員会等が、主催又は共催する行事に利用するとき 免除
- (3) 市立小中学校長の申請により、正規の教育課程に利用するものと認められるとき 免除
- (4) 市文化団体連合会等の発表に利用するとき 免除
- (5) 指定管理者が、公共的目的のために利用するとき 免除
- (6) 公共的団体(市の外郭団体及び補助金交付団体等)が、その団体本来の活動目的に利用するとき 2分の1減額

(7) その他市長が特に必要と認めるとき 免除又は2分の1減額

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ羽生市産業文化ホール使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額又は免除の事由を証明すべき書類の提示を求めることができる。

(使用料の還付)

第9条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 既に納付した使用料の全額

(2) 利用開始日の3月前の日までに条例第16条第3号の利用許可の取消しを受けたとき 既に納付した使用料の10分の7の額

(3) 利用開始日の1月前の日までに条例第16条第3号の利用許可の取消しを受けたとき 既に納付した使用料の2分の1の額

2 条例第16条の規定による使用料の還付を受けようとするときは、羽生市産業文化ホール使用料還付申請書(様式第6号)に許可書を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(利用後の点検)

第10条 利用権利者は、条例第11条の規定により原状に復したときは、速やかに教育長に届け出るとともに、係員の点検を受けなければならない。

(施設の立入り)

第11条 教育長は文化ホールの施設等の維持管理上必要があるときは、利用許可している施設等に関係職員を立ち入らせることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第17条の規定により指定管理者に文化ホールの管理を行わせる場合にあつては、第3条第1項及び第2項から第4項まで、第4条、第10条並びに第11条の規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「羽生市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項から第4項まで、第4条、第10条及び第11条の規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第20条第1項に規定する場合にあつては、第5条、第6条第2項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第5条中「条例第14条に規定する使用料」とあるのは「条例第20条第2項の規定による利用料金」と、第6条第2項中「前項の使用料」とあるのは「条例第

20条第3項の規定による利用料金」と、「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第8条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「条例第15条の規定」とあるのは「条例第20条第4項の規定により準用する条例第15条の規定」と、同条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日教委規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月12日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽生市産業文化ホール条例施行規則第7条及び第8条は、施行日以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に許可の申請があった利用については、なお従前の例による。

3 羽生市産業文化ホール条例(昭和58年条例第25号)第17条の規定により、指定管理者に羽生市産業文化ホールの管理を行わせるときは、羽生市産業文化ホール条例施行規則第3条の規定により委員会がした特別の設備等の承認(この規則の施行の日以後の利用の許可に係るものに限る。)は、当該指定管理者がした特別の設備等の承認とみなす。

附 則(平成20年7月16日教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、利用者が改正前の規定により既に利用の許可を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月15日教委規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月10日教委規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月26日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第6条関係)

文化ホール附属設備及び物品使用料表

附属設備及び物品の名称等		単位	1回の使用料(円)
舞台 設備	所作台(大ホール)	1式	5,000
	所作台(小ホール)	1式	3,000
	花道所作台	1式	1,000
	平台	1枚	150
	鳥屋囲い、開帳場	1式	1,000
	高足、中足、箱馬、木足	各1個	100
	松羽目	1式	1,000
	竹羽目	1式	1,000
	金びょうぶ	1双	1,000
	大太鼓	1式	500
	紗幕	1枚	1,000
	地がすり	1枚	500
	長座布団	1枚	100
	緋毛せん	1枚	100
	人形立	1本	100
上敷ゴザ	1枚	100	

	めくり台	1本	50
	指揮者台(譜面台含む。)	1台	200
	楽員用譜面台	1台	100
	楽員用譜面灯	1台	100
	演台(大ホール)	1式	600
	演台(小ホール)	1式	500
	司会者台	1式	200
	コントラバス椅子	1脚	100
	旗(市、県、日の丸)	1枚	100
	いす	1脚	100
	黒板	1台	100
	長机	1台	200
	音響反射板(大ホール)	1式	5,000
	音響反射板(小ホール)	1式	1,000
	オーケストラピット	1式	1,000
ピアノ 等	ピアノCF3(調律料を含まない。)	1台	4,500
	ピアノCF(調律料を含まない。)	1台	3,000
	ピアノG3E(調律料を含まない。)	1台	2,000
	エレクトーン(調律料を含まない。)	1台	1,000
音響 設備	拡声装置(大ホール)	1式	3,000
	拡声装置(小ホール)	1式	1,500
	マイクロホン(A)	1本	1,500
	マイクロホン(B)	1本	1,000
	マイクロホン(吊り用)	1本	1,500
	マイクロホン(ワイヤレス用)	1本	2,000
	マイクロホンスタンド(卓上、床上)	1本	100
	マイクロホンエレベーター装置	1式	500
	レコードプレーヤー卓(大ホール)	1式	1,000
	テープレコーダー	1台	1,000

	DAT	1台	1,000
	CD-R	1台	1,000
	ステージスピーカーセット	1組	8,000
	はね返りスピーカー	1台	1,000
	残響付加装置	1式	3,000
	ギターアンプ	1台	100
	ベースアンプ	1台	200
	吊りマイクロホン装置	1式	500
	ステージスピーカー	1台	1,500
	ウォールスピーカー	1式	1,000
	サブミキサー	1台	1,500
	MDレコーダー	1台	1,000
照明 設備	シーリングライト	1台	300
	ローアホリゾンライト	1本	2,000
	フットライト(大ホール)	1列	1,000
	フットライト(小ホール)	1列	700
	花道フットライト	1列	500
	ボーダーライト(大ホール)	1列	1,000
	ボーダーライト(小ホール)	1列	800
	アッパーホリゾンライト(大ホール)	1式	1,500
	アッパーホリゾンライト(小ホール)	1式	1,000
	センタースポットライト(大ホール)	1基	2,500
	センタースポットライト(小ホール)	1基	2,000
	フロントサイドスポットライト	1台	300
	トーマタルスポットライト(小ホール)	1台	300
	ストリップライト(12灯用)	1本	300
	ストリップライト(4灯用)	1本	200
	プロジェクタースポットライト	1台	500
	エフェクトマシン	1台	700

	先玉	1個	100
	ドラムマシン	1台	500
	ダブルマシン	1台	500
	タワーライト	1台	2,000
	ストロボスコープ	1台	500
	波のエフェクトマシン	1台	500
	ミラーボール	1台	500
	スポットライト(500W)	1台	200
	スポットライト(1KW)	1台	300
	スポットライト(1.5KW)	1台	400
	フットスポットライト	1台	200
	照明用スタンド	1本	100
映写 設備	プロジェクター(大ホール)	1式	5,000
	ホワイトスクリーン(大ホール)	1式	800
	ホワイトスクリーン(小ホール)	1式	500
	シルバースクリーン	1式	1,000
その 他	浴室	1回	2,000
	1KWの電源(持込器具1台につき)	1個	100
	2KWの電源(持込器具1台につき)	1個	300
	3KWの電源(持込器具1台につき)	1個	500

備考

- 1 この使用料は、条例別表に定める午前、午後又は夜間をそれぞれ1回として計算する。

様式第1号(第3条関係)
 様式第1号(第3条関係)

羽生市産業文化ホール利用許可申請書

第 一 号
 (申請日) 年 月 日

羽生市教育委員会教育長 様
 (羽生市産業文化ホール指定管理者)

申請者 住 所 _____
 団 体 名 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり利用したいので申請します。
 記

利用日時	①	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休	
	②	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休	
	③	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休	
催し物の名称	(利用予定人員 人)										
利用施設	午前	午後	夜間	全日	使用料①	使用料②・③	使用料計				
大ホール											
小ホール											
第1楽屋											
第2楽屋											
第3楽屋											
第4楽屋											
第5楽屋											
第6楽屋											
第7楽屋											
リハーサル室											
第一会議室											
第二会議室											
和 室											
入場料等の徴収	する(最高額 円)・しない					使用料金合計 円					
飲食物・物品販売	する()・しない										
設備・器具の持込	する()・しない										
時 間 区 分	到着 :	準備 :	開場 :	開演 :	終演 :	退館 :					
備 考						決					
						裁					

- (注) 1 太線内だけ記入してください。
 2 該当事項を○で囲んでください。
 3 申請者の氏名欄は、当該利用責任者の氏名を記入してください。
 4 法人その他の団体の場合は、団体の印章を押してください。

様式第2号(第3条関係)
 様式第2号(第3条関係)

羽生市産業文化ホール利用許可書

許可番号 第 一 号

(申請日) 年 月 日

申請者 住 所 _____
 団 体 名 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり利用を許可します。

羽生市教育委員会教育長
 (羽生市産業文化ホール指定管理者)

記

利用日時	①	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休
	②	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休
	③	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休
催し物の名称	(利用予定人員 人)									
利用施設	午前	午後	夜間	全日	使用料①	使用料②・③	使用料計			
大ホール										
小ホール										
第1楽屋										
第2楽屋										
第3楽屋										
第4楽屋										
第5楽屋										
第6楽屋										
第7楽屋										
リハーサル室										
第一会議室										
第二会議室										
和室										
入場料等の徴収	する(最高額 円)・しない					使用料金合計		円		
飲食物・物品販売	する()・しない									
設備・器具の持込	する()・しない									
時間区分	到着 :	準備 :	開場 :	開演 :	終演 :	退館 :				
備考										

- (注) 1 許可書は、利用当日必ず受付へ提示すること。
 2 既納の使用料は、条例に定めのある場合を除き、原則として返還いたしません。
 3 利用時間には、準備又は後片付けの時間を含みます。
 4 利用権を第三者へ譲渡したり、転貸することはできません。

様式第3号(第3条関係)
 様式第3号(第3条関係)

羽生市産業文化ホール利用許可変更申請書

第 一 号

(変更申請日) 年 月 日

羽生市教育委員会教育長
 (羽生市産業文化ホール指定管理者)

住 所 _____
 申請者 団 体 名 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

年 月 日付 許可番号 _____ 号にて許可された文化ホールの利用について、
 下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更理由														
利用日時の変更	変 更 前													
	①	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休				
	②	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休				
	変 更 後													
	①	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休				
②	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休					
利用施設の変更	変 更 前							変 更 後						
	利 用 施 設	午前	午後	夜間	全日	使用料	利 用 施 設	午前	午後	夜間	全日	使用料		
	大 ホ ー ル						大 ホ ー ル							
	小 ホ ー ル						小 ホ ー ル							
	第 1 楽 屋						第 1 楽 屋							
	第 2 楽 屋						第 2 楽 屋							
	第 3 楽 屋						第 3 楽 屋							
	第 4 楽 屋						第 4 楽 屋							
	第 5 楽 屋						第 5 楽 屋							
	第 6 楽 屋						第 6 楽 屋							
	第 7 楽 屋						第 7 楽 屋							
	リハーサル室						リハーサル室							
	第一会議室						第一会議室							
	第二会議室						第二会議室							
和 室						和 室								
変更前使用料計						変更後使用料計								
備 考		差引変更使用料										円		
		納 付 額												
		決 裁												

(注) 1 申請者の氏名欄は、当該利用責任者の氏名を記入してください。
 2 法人その他の団体の場合は、団体の印章を押してください。

様式第4号(第3条関係)
 様式第4号(第3条関係)

羽生市産業文化ホール利用変更許可書

変更許可 第 _____ 号

(変更申請日) 年 月 日

申請者 住 所 _____
 団 体 名 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

年 月 日付 許可番号 _____ 号にて許可された文化ホールの利用について、下記のとおり変更を許可します。

羽生市教育委員会教育長
 (羽生市産業文化ホール指定管理者)

記

変更理由														
利用日時の変更	変 更 前													
	①	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休				
	②	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休				
	変 更 後													
	①	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休				
	②	年	月	日()	時	分	～	時	分	平・土・日・休				
利用施設の変更	変 更 前							変 更 後						
	利 用 施 設	午前	午後	夜間	全日	使用料	利 用 施 設	午前	午後	夜間	全日	使用料		
	大 ホ ー ル						大 ホ ー ル							
	小 ホ ー ル						小 ホ ー ル							
	第 1 楽 屋						第 1 楽 屋							
	第 2 楽 屋						第 2 楽 屋							
	第 3 楽 屋						第 3 楽 屋							
	第 4 楽 屋						第 4 楽 屋							
	第 5 楽 屋						第 5 楽 屋							
	第 6 楽 屋						第 6 楽 屋							
	第 7 楽 屋						第 7 楽 屋							
	リハーサル室						リハーサル室							
	第一会議室						第一会議室							
	第二会議室						第二会議室							
和 室						和 室								
変更前使用料計							変更後使用料計							
備 考	差引変更使用料 納 付 額													円
	決 裁													

- (注) 1 許可書は、利用当日必ず受付へ提示すること。
 2 利用時間には、準備又は後片付けの時間を含みます。
 3 利用権を第三者へ譲渡したり、転貸することはできません。

様式第5号(第8条関係)
 様式第5号(第8条関係)

羽生市産業文化ホール使用料減免申請書

年 月 日

羽生市長 様

住 所 _____

申請者 団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

羽生市産業文化ホール使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

催し物の名称			
利用予定日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	平・土・日・休	
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	平・土・日・休	
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	平・土・日・休	
利用予定施設			
減免を受けようとする理由	免 除	<input type="checkbox"/> 市及び市の行政委員会等が、公的に利用するため <input type="checkbox"/> 市及び市の行政委員会等が、主催又は共催する事業に利用するため <input type="checkbox"/> 市立小中学校長の申請により、正規の教育課程に利用するもの認められるため <input type="checkbox"/> 市文化団体連合会等の発表に利用するため <input type="checkbox"/> 指定管理者が、公共的目的のために利用するため <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認めたため(理由 _____)	
	1/2 減額	<input type="checkbox"/> 公共的団体(市の外郭団体及び補助金交付団体等)が、その団体本来の活動目的に利用するため <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認めたため(理由 _____)	
		減免申請額	減免申請額(合計)
産業文化ホール使用料	円	円	円
附属設備使用料	円	円	

担当課使用欄

上記の内容のとおり承認 承認日 年 月 日

不承認(理由 _____)

決裁欄						

様式第6号(第9条関係)
 様式第6号(第9条関係)

羽生市産業文化ホール使用料還付申請書

年 月 日			
羽生市長	様		
住 所 _____			
申出者 団 体 名 _____			
代表者氏名 _____			
電話番号 _____			
年 月 日付、許可番号第 一 号で許可のあった利用について、下記のとおり 使用料の還付を受けたいので申請します。			
記			
取消の内容	利用日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	平・土・日・休
	利用日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	平・土・日・休
	利用日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	平・土・日・休
	催し物名称		
利用施設			
取消の理由	<input type="checkbox"/> 文化ホールの管理上特に必要があるため		還付割合
	<input type="checkbox"/> 利用権利者の責めに帰すことができない理由により、文化ホールの施設を利用することができないため		全額
	<input type="checkbox"/> 利用開始日の3ヵ月前までに、利用許可の取消しを受けたため		7/10
	<input type="checkbox"/> 利用開始日の1ヵ月前までに、利用許可の取消しを受けたため		5/10
納付番号	納付年月日	納付済使用料金	還付金額
第 一 号	年 月 日	円	円

還付金受領書

上記で申し出た利用許可取消しにかかる還付金 _____ 円を、受領しました。

年 月 日

住所

氏名

決裁欄					